

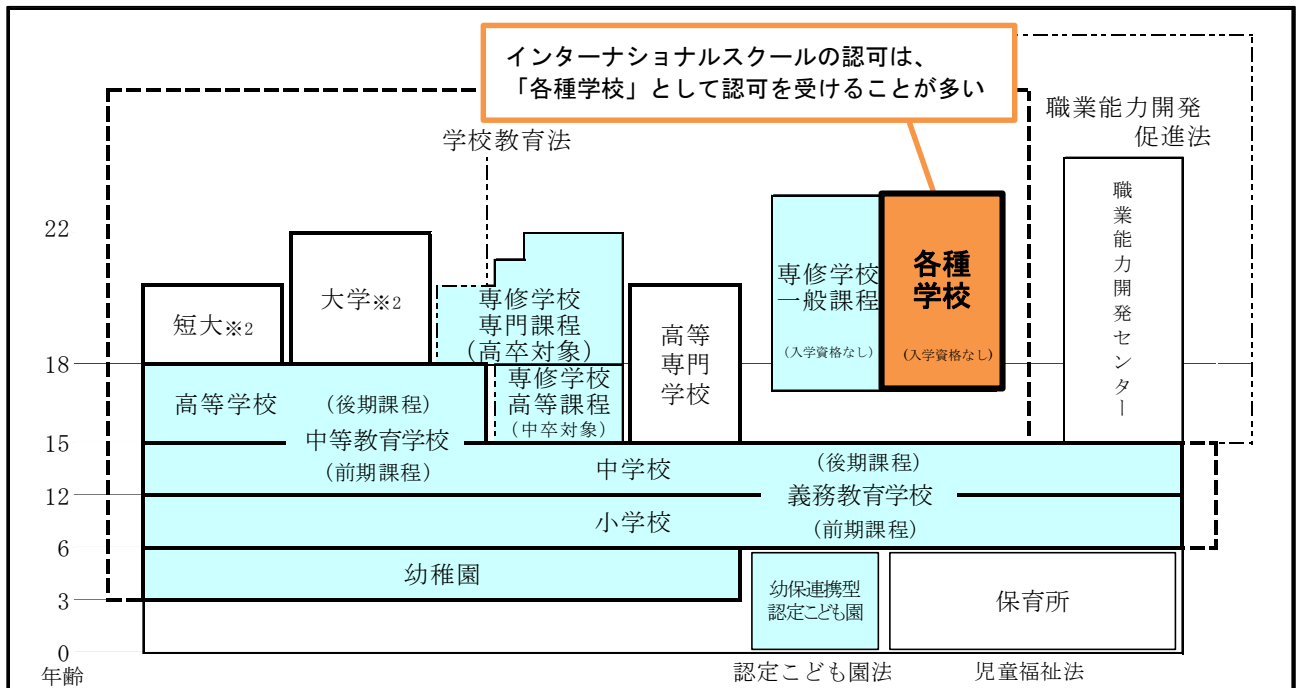
# 外国人学校(インターナショナルスクール)の設置について

## 1 外国人学校(インターナショナルスクール)とは

外国人が暮らしやすい環境の整備に寄与するために外国人児童・生徒を対象として教育を行う施設(いわゆる「インターナショナルスクール」等)(※)について、学校教育法に規定する「各種学校」(図1参照)として都内に設置する場合には、都知事の認可を受ける必要があります。

※：法令上の学校ではない施設として開設する場合には、私立学校に関わる事項について都への申請・手続は必要ありません。

＜図1：学校等の体系と根拠法令＞



## 2 インターナショナルスクールを各種学校として設置する場合の手続

各種学校を都内で新規に設置する場合、設置者が学校法人である必要があり、いずれも都知事の認可が必要であることから、申請をしていただくこととなります。(表1下線部分の申請手続が該当)

＜表1：学校法人・各種学校に関する主な認可・届出事項＞

	学校法人	各種学校
認可	<u>学校法人の寄附行為(設立)</u> 、寄附行為変更、 <u>学校法人の解散・合併</u> など	<u>学校設置</u> 、 <u>学校廃止</u> 、設置者変更、 <u>収容定員変更</u> など
届出	学校法人の登記事項の変更等(事務所の所在場所、代表権を有する者の氏名・住所等、資産の総額等)、理事・監事・評議員の変更など	名称・位置変更、学則変更、校地・校舎等の取得・処分・用途変更、授業停止、校長の採用・解職、教職員の採用・解職など

※「学校法人」については、次ページの★を御参照ください。

### 3 各種学校の基準について

学校開設にあたっては、各基準を満たす必要があり、各基準一覧及び申請の流れについては、私学部ホームページに掲載しています。[\(私立専修各種学校：東京都私学部HP\)](#)

＜表2：私立各種学校（\*外国人学校）の設置認可基準（概要）＞

\*各種学校のうち、外国人児童・生徒を対象とするものを以下では「外国人学校」とします。

区分		基準概要			
教育内容	目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第1条に掲げる学校（幼、小、中、高、大学等）以外の学校教育に類する教育を行うもの</li> <li>・一定の教育目的の下に、一定の教育計画に従い、反復継続して、教育を行うもの</li> <li>・外国人児童・生徒を対象として教育を行う施設であること</li> </ul>			
	修業年限	1年以上			
	授業時数	年間680時間以上			
	定員等	<table border="1"> <tr> <td>学校定員</td> <td>80人以上</td> </tr> <tr> <td>学級編成</td> <td>1学級は原則として40人以下</td> </tr> </table>	学校定員	80人以上	学級編成
学校定員	80人以上				
学級編成	1学級は原則として40人以下				
施設設備	校地	原則自己所有（※）			
	運動場	原則校舎と同一敷地又はその隣接地			
	校舎	原則自己所有（※） 建築基準法上の学校用途であること。 （建築基準法第6条。同法を所管する所轄区市等へ要相談）			
	教室等	教室・実習室・医務室又は休養室等を備える。普通教室の数は学級数以上。			
	面積	生徒数 150人まで → $2.31 \text{ m}^2 \times \text{生徒定員}$ 151～300人 → $350 \text{ m}^2 + 2.17 \text{ m}^2 \times (\text{生徒定員} - 150)$ 301人以上 → $674 \text{ m}^2 + 2.0 \text{ m}^2 \times (\text{生徒定員} - 300)$			
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課程・生徒数に応じた校具、教具等を自己所有</li> <li>・図書は生徒1人当たり5冊以上</li> <li>・便器数基準あり</li> </ul>				
設置者	学校法人（学校運営の安定性及び永続性を確保するため）★				
運用資金	確実な収入源によるものとし、運用財産のうち現金又は預金は、年間経常的経費の4分の1以上を保有（※）				
教職員組織	校長、相当数の教員・事務職員、学校医を置く（学校医は非常勤でも可） 教員数…3人以上（生徒数40人を超えるごとに1人増加） 学級数以上の専任教員				

※ 校地・校舎は、(表3)のいずれかに該当し、教育上支障がないことが確実と認められる場合には、借用可能です。その場合、運用資金の基準も(表2)とは異なります。

★ 現在株式会社や個人で運営していて、私立各種学校の認可を受けようとする場合、同時に学校法人を設立する必要があります。学校法人には、執行機関である理事会（理事5人以上）、監査機関である監事（2人以上）、諮問機関である評議員会（評議員は理事を超える数。理事との兼職はできない。）を置く必要があります。（注：令和7年4月1日以降に学校法人を設立する場合）

<表3：校地・校舎が借用の場合>

区分	基準概要
校地	①借用部分が2分の1以下で、所有することが困難な場合 ②借用部分が国、地方公共団体等の財産で、所有することが困難な場合 ③借用部分が公益法人の所有で、当該法人の目的に照らし、学校法人への寄附又は譲渡が困難な場合  ※上記①③の場合、20年以上の地上権又は賃借権を設定し登記。 登記できない場合公正証書の作成。 ※上記②の場合、長期にわたり、安定して使用できることが確実である場合は、20年未満でも可。
校舎	①自己所有部分が校舎の基準面積を満たし、かつ、借用部分の面積が自己所有部分の面積を超えない場合で、所有することが困難な場合 ②借用部分が国、地方公共団体等の財産のため、所有することが困難な場合  ※上記①の場合、20年以上の賃借権を設定し登記。登記できない場合公正証書の作成。 ※上記②の場合、長期にわたり、安定して使用できることが確実である場合は、20年未満でも可。
運用資金	①校地及び校舎を借用する場合 年間経常的経費の修業年限分以上（複数の修業年限がある場合は最長の修業年限） ②校地又は校舎を借用する場合 開設年度の経常的経費1年分及び修業年限から1年を差し引いた年数分の賃借料  ※借用部分が国、地方公共団体等の財産のため、所有することが困難な場合（※）は①②によらず、年間経常的経費の4分の1以上



**一部地域において、下記の要件を満たす場合、  
特例により上記基準（校地・校舎・運用資金）が緩和されます。**

対象地域：特別区（23区）内

要件：海外の認証機関からの認証（※2）又は本国政府からの認定（※3）等を受けていること  
 （※2）IB（国際バカロレア）、WASC、CIS、ACSI  
 （※3）本国の学校と同等の課程であると公的に認められる。



区分	基準の緩和内容
校地	10年以上の賃借権の登記等
校舎	全て借用でも可
運用資金	① <b>校地及び校舎を借用する場合</b> 年間経常的経費の修業年限分以上（複数の修業年限がある場合は最長の修業年限）の <b>2分の1</b> とする。 ② <b>校地又は校舎を借用する場合</b> 開設年度の経常的経費1年分及び修業年限から1年を差し引いた年数分の賃借料の <b>2分の1</b> とする。 ※学校運営の実績があり、経常的収入・支出の均衡が保たれている場合に限る

※ 所有することが困難な場合は、以下を含みます。

（1）国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は東京都住宅供給公社の財産で、所有することが困難な場合

（2）以下①～③の要件を全て満たす場合

① 外国人学校の設置者が、**設置者側の事情に因らず**、校地及び校舎又は校地若しくは校舎を**所有することが困難**である。

② 都市計画や自治体の計画書に外国人学校の誘致が明記されている。

③ 設置者が、外国人学校運営の**実績を持っている**とともに、生徒確保の具体的な根拠が確認でき、**収支が均衡**することが確認できる。

参考

<各種学校に対する税制上の優遇措置一覧>

区 分		各種学校 学校法人 準学校法人
■ 国税関係 ■		
法人税の非課税	法人税法第7条	○
所得税(利子所得、配当所得等)の非課税	所得税法第11条	○
登録免許税の非課税	登録免税法第4条第2項(別表第三第一号、五の二号)	○
みなし譲渡所得税の非課税	租税特別措置法第40条第1項(所得税法第59条) ※国税庁長官の承認が必要	○
相続税の非課税	相続税法第1条の3、第12条第3号、第66条第4項	/
贈与税の非課税	相続税法第1条の4、第21条の3第3号、第66条第4項	/
再評価税の非課税	資産再評価法第39条第1項	○
消費税の非課税	消費税法第6条別表第一第11号、第12号	○ 〔一定の 要件あり〕
地価税の非課税	地価税法第6条第5項別表第一第9号	○ 〔一定の 要件あり〕

区 分		各種学校 学校法人 準学校法人
■ 地方税関係 ■		
事業税の非課税	地方税法第72条の5	○
事業所税の非課税・控除	地方税法第701条の34、41	○
道府県民税の非課税	地方税法第25条第1項	○
市町村民税の非課税	地方税法第296条第1項	○
不動産取得税の非課税	地方税法第73条の4	○
固定資産税の非課税	地方税法第348条第2項	○
都市計画税の非課税	地方税法第702条の2	○

(詳細は、税務署等にお問い合わせください。)